

山梨県立富士山世界遺産センター 指定管理者募集要項等に関する質問への回答

	質問内容	回答
1	<p>1 指定管理募集要項P16 第7 指定管理業務の適正な実施に関する事項 11 富士山世界遺産センターに係る覚書の遵守について、山梨県と株式会社佐藤卓デザイン事務所との間で締結した「山梨県立富士山世界遺産センターのロゴマークの利用等に関する覚書」の内容について、承諾を得なければならないもの(広告・チラシ等)がどのようなものかを具体的にご教示ください。</p> <p>また、ロゴマークを伴わない工作物や景観に至るまで、株式会社佐藤卓デザイン事務所様の承諾を得なければならないものをお伺いできると幸いです。</p>	<p>ロゴマークの利用にあたっては、富士山世界遺産センターで作成するすべての広告・チラシなどの宣伝媒体で使用することが可能です。ロゴマークを利用する場合は、ロゴ使用マニュアルに沿って、既定の色・サイズ・形状等を遵守して利用していただくこととなります。</p> <p>またロゴマークを伴わない富士山世界遺産センターの工作物・景観等のデザインについて、山梨県と佐藤卓デザイン事務所との覚書の中では、募集要項添付資料9の(5)(a)～(e)の工事等を実施する場合は、すべて佐藤卓事務所への連絡が必要((d)又は(e)の工事の場所が事務室・会議室・富士山ステーション・喫茶室の厨房・倉庫・機械室である場合は連絡を要しない)とされています。</p>